

トレーディング目的で保有する棚卸資産の会計処理

原 俊 雄

1. はじめに

周知の通り、わが国では1949年の「企業会計原則」の損益計算書原則一A、貸借対照表原則五および1962年の改正商法第285条の規定により、資産の貸借対照表価額については長らく原価評価が原則であり、低価評価が容認され、未実現収益の計上は禁止されていた。

半世紀後の1999年に公表された企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」において、売買目的有価証券およびその他有価証券に対して時価評価が導入され、売買目的有価証券の評価差額については当期の損益として処理することが規定され、同年の商法改正でも時価評価が容認された。

そして2006年、企業会計基準委員会の企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」において、トレーディング目的で保有する棚卸資産について時価評価が要請され、帳簿価額との評価差額は当期の損益として処理し、純額で売上高に表示することが規定された（第15項及び第19項）。会社計算規則でも企業会計基準のしん酌規定（第3条）により時価評価が認められ、法人税法でも短期売買商品の期末時の時価評価および評価差額の益金・損金算入が規定された（第61条）。

このように金融商品に始まった時価評価はトレーディング目的で保有する棚卸資産にも拡大されたが、後者について設例はなく、具体的な会計処理は不明である。そこで本稿では、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関する会計処理を検討してみたい。

2. 実務上の処理

はじめに実務上の処理を見てみよう。トレーディング目的で棚卸資産を保有している5大総合商社の2023年度の損益計算書、連結包括利益計算書（連結損益計算書）、注記によれば、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、5社いずれも、時価法（住友商事、丸紅、三井物産）、売却コスト控除後の公正価値（三菱商事）、販売費用控除後の公正価値（伊藤忠商事）で評価されている。当該棚卸資産に関する損益が含まれる売上高については、「収益」（住友商事、丸紅、三井物産、三菱商事）、「商品販売等にかかる収益」（伊藤忠商事）、売上原価については、「原価」（住友商事、三井物産、三菱商事）、「商品販売等に係る原価」（伊藤忠商事、丸紅）という

科目が使用されている。「棚卸資産の評価に関する会計基準」が規定する売上高ではなく、収益 (Revenue) として計上されているのは、総合商社では国際会計基準が採用されており、IAS第1号「財務諸表の表示」の損益計算書の様式 (第103項) に従ったものであろう¹。参考までに、総合商社最大手の三菱商事の2023年度の連結損益計算書と注記の一部を示そう。

図表1 連結損益計算書及び注記

収益	Revenue	19,567,601
原価	Cost of sales	<u>△ 17,207,892</u>
売上総利益	Gross profit	2,359,709

連結財務諸表注記事項

3. 重要性のある会計方針

(4) 棚卸資産

棚卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したもの（トレーディング目的で保有する棚卸資産）については、売却コスト控除後の公正価値で測定しています。

具体的な会計処理について、ある総合商社と数名の公認会計士に照会したところ、自社が財提供の当事者である場合、以下のような処理が行われているとのことであった。

〔設例〕

- ① トレーディング目的で金地金10g×2を単価100,000円で取得し、現金を支払った。
- ② 金地金10gを110,000円で売却し、現金を受け取った。
- ③ 本日決算となり、金地金10gの時価は115,000円であった。

①	(借)	商	品	200,000	(貸)	現	金	200,000
②	(借)	現	金	110,000	(貸)	売	上	高
	(借)	売上原価	100,000	(貸)	商	品		100,000
③	(借)	商	品	15,000	(貸)	売	上	高

このように、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、売却時に総額で売上高と売上原価を計上し、決算時の評価損益を純額で売上高に計上する処理が行われている。なお、前述のとおり、総合商社の損益計算書では収益等の科目に組み替えられている²。

また、ウェブサイト上では、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の「トレーディング目的で

¹ IAS第2号「棚卸資産」では、コモディティ・ブローカー／トレーダーが保有する棚卸資産は、売却コスト控除後の公正価値で測定され、その変動は変動が発生した期の純損益に認識すると規定されている (第3項b)。なお、2027年から適用されるIFRS第18号でも、損益計算書では収益 (Revenue) を表示しなければならないとされている (第75項)。

² ちなみに当社が代理人のときは手数料10,000円の場合、②が次のようになる。

② (借)	現 金	110,000	(貸)	預 り 金	100,000
				売 上 高	10,000

保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する」（第19項）という規定をそのまま適用した、次のような総額法ではなく純額法による処理の解説も散見される。

①	（借）	商	品	200,000	（貸）	現	金	200,000
②	（借）	現	金	110,000	（貸）	商	品	100,000
						売	上	高
								10,000
③	（借）	商	品	15,000	（貸）	売	上	高
								15,000

いずれも売上総利益の額は同額となるが、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、財務諸表上の表示ではなく、帳簿上の処理はどのようなものになるのかについて考えてみたい。

3. 帳簿上の処理

3.1 総額法か純額法か？

総合商社等の実務では総額法処理が行われているようであるが、法人税法では譲渡対価の額から原価の額を控除した譲渡利益または損失の額を益金または損金の額に参入すると規定されており（第61条）、損益計算書上、売買取引については純額法処理が想定されている。

また「棚卸資産の評価に関する会計基準」においても、前記のとおり、トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は純額で売上高に表示すると規定されており（第10項）、規定を文字どおり解釈すれば損益計算書上は純額法処理となる。

それでは帳簿上の処理はどうなるであろうか。伝統的に主たる営業活動で生じた営業収益は帳簿上、総額で計上し、売買目的の有価証券売却損益などの営業外収益・費用、固定資産売却損益などの特別利益・損失については、帳簿上、純額で計上されてきた。これを踏襲すると、トレーディング目的の棚卸資産ではなく営業外の余剰資金の投資であれば、帳簿上、純額法処理ということになる。ただし棚卸資産でなければ、現行では時価評価の対象とはならない。

近年、棚卸資産と同様に時価評価の対象となったものに暗号資産がある。企業会計基準委員会の実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」では、暗号資産交換業者がトレーディング目的で保有する暗号資産については、「実需以外の原因で価値が変動する現物商品である金地金に類似した性格も有しているため、トレーディング目的で保有する棚卸資産として処理することも候補」とされている。資金決済等で使用される場合は棚卸資産には該当しないとされているが（第31項）、いずれの場合も、保有する暗号資産について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該暗号資産の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理するとされており（第5項）、暗号資産の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に計上する純額法処理となっている（第16項）。その理由として、結論の背景では、活発な市場が存在する暗号資産の売買取引は、差益を獲得するために売買が反復的・短期的に行われるものと考えられるため、売買差益をその発生した期間における企業活動の成果として純額で示すことが適切であるとされている（第60項）³。

トレーディング目的ではない通常の棚卸資産の場合、総額法による処理を行い、決算時に収益性の低下があれば評価損が計上される。企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」によれば、企業が本人に該当するときは総額を収益として認識し（第39項）、

代理人に該当するときには純額を収益として認識するとされており（第40項）、本人か代理人かで総額法か純額法となっている。

しかしながら、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、暗号資産と同じく金融商品には該当しないが、売上高と売上原価の総額情報ではなく、日々、帳簿価額と時価の差額であるスプレッド情報が売買決定の重要な情報であり、暗号資産の会計処理の結論の背景で見られた指摘と同様に、売却差額、評価差額が企業活動の成果と考えられる。したがって、総額法ではなく純額法、いわゆる分記法を採用すべきであろう。

3.2 統制勘定と補助科目

現代のコンピュータ会計を前提とすると、財務会計システム上、トレーディング目的で保有される棚卸資産に係る損益を純額で損益計算書上の表示科目「売上高」で入力したり、国際会計基準適用企業の場合は「収益」という科目で入力したり、あるいは決算時に「売上高」から「収益」に組み替える処理が行われることになる。

しかしながら、総額で計上される通常の棚卸資産の売上高と混在してしまうため、売上高のみの処理では販売活動の管理はできない。したがって、補助科目を設定する必要がある。

手書き簿記時代には、記帳合理化の見地から、特殊仕訳帳において取引時に補助元帳の人名勘定に記入し、月次合計転記で統制勘定に記入し、定期的に照合するという手法も採用されていた。これを踏襲すれば、期中は補助科目に記入し、月次合計転記等で売上高勘定に記入するということになるかもしれないが、現代の会計ソフトでは、取引の記入時に、総勘定元帳の統制勘定と補助元帳の補助科目に同時入力することが一般的である。

統制勘定の売上高と同時に入力する補助科目として、「トレーディング目的で保有する棚卸資産運用損益（売却損益・評価損益）」という科目では冗長すぎるので、法人税法の用語を援用して、「短期売買商品運用損益」という科目が望ましい⁴。前掲の設例の売却時および決算時の記入を示すと下記ようになる。

	借方勘定科目	金額	貸方勘定科目	金額
	借方補助科目		貸方補助科目	
①	商品	200,000	現金預金	200,000
	金地金		現金	
②	現金預金	110,000	商品	100,000
	現金		金地金	
			売上高	10,000
			短期売買商品運用損益	
③	商品	15,000	売上高	15,000
	金地金		短期売買商品運用損益	

³ 法人税法上、暗号資産は短期売買商品とともに短期売買商品等として同様に取り扱われ、純額法処理となっている（第61条）。

⁴ これもやや冗長かもしれない。もっとも会計ソフトでは、ブルダウン方式やコード入力方式が採用されているので長さは関係ないかもしれないが、教育上は手書きのため短い方が望ましい。

4. むすびにかえて

簿記には、決算中心の簿記と会計管理のための簿記という二つの簿記があるといわれ（岩田1955, 8）、前者は財務諸表的簿記ともいわれる（中村2006, 251）。決算中心の財務諸表的簿記では、企業会計基準委員会や日本公認会計士協会が作成した財務諸表上の表示を解説するための設例に従い、そこで使われている財務諸表上の科目を帳簿上の勘定科目として使用する簿記である。確かに現代の財務会計システムでは、総勘定元帳の勘定科目はこのような科目を使用することが一般的なのかもしれない。

財務諸表が作成されるようになった時代以前の簿記では、商品売買取引については商品の種類、荷口、航海別等に設けられた口別商品勘定を使用し、債権債務取引については人名勘定を使用することによって、元帳の諸勘定で、商品の管理、債権債務の管理が行われていた。その後、これらの勘定が一般商品勘定、売掛金・買掛金勘定に統括されると、補助元帳として商品有高帳、売掛金元帳・買掛金元帳という元帳の分割が行われ、財産管理の役割は補助簿が担うようになった（原2001）。

手書き簿記の時代には、分割仕訳帳制による記帳合理化が図られ、総勘定元帳には合計転記、財産管理を担う補助元帳には個別転記、補助記入帳には個別記入が行われた。前者を決算中心の財務諸表的簿記、後者を会計管理の簿記ということができよう。

トレーディング目的で保有する棚卸資産の損益に係る取引は、現代のコンピュータ会計システムでは、仕訳伝票に直接入力するシステムの場合は、前述のとおり財務諸表作成を担う総勘定元帳の売上高勘定または収益勘定と、個別の収益の管理を行う補助科目の短期売買商品運用損益勘定に同時入力される。なお、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、大手企業の場合、その一部に補助簿の機能を含むコモディティ取引・リスク管理（Commodity Trading and Risk Management）システムで管理されており、当該システムから売買取引のデータ、期末の時価等の情報が抽出され、財務会計システムと連携されることになる。

決算中心の財務諸表的簿記と会計管理のための簿記は対立するものではなく、同時並行的に実施されている。近年のテキスト等で見られるように、簿記教育が前者に偏重してしまうと、簿記が伝統的に担っていた機能が見失われてしまいかねない。

参 考 文 献

- 岩田巖（1955）「二つの簿記学—決算中心の簿記と会計管理のための簿記—」『産業経理』15(6)。
企業会計基準委員会（2018）実務対応報告第38号『資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い』。
企業会計基準委員会（2019）企業会計基準第9号『棚卸資産の評価に関する会計基準』。
中村忠（2006）『簿記の考え方・学び方 [五訂版]』税務経理協会。
原俊雄（2001）「帳簿組織と勘定の総括・分割」『産業経理』61(3)。
International Accounting Standards Board（2003）, *IAS2 Inventories*.
International Accounting Standards Board（2022）, *IAS1 Presentation of Financial Statements*.
International Accounting Standards Board（2024）, *IFRS18 Presentation and Disclosure in Financial Statements*.

〔はら としお 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授〕

〔2025年5月2日受理〕